

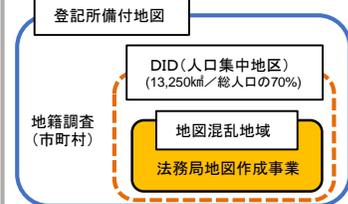
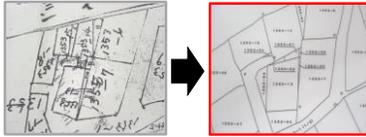
経緯

- 法務局地図作成事業は、全国の都市部のD I Dかつ地図混乱地域を対象に、整備計画を策定して計画的に推進
- 現行の整備計画がR6年度で終了することから、**次期地図整備計画 (R7年度～) の策定に向けた基本方針を検討する必要**
- **法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会**でR5.9から4回にわたり検討を行い、R6.1に「**法務局地図作成事業の将来ビジョン**」を公表

○法務局地図作成事業とは

※法務局地図作成事業と地籍調査は、いずれも精度の低い公図をより精度の高い登記所備付地図にするもの

公図(精度低い) → 登記所備付地図(精度高い)



○現行整備計画

- ① **全国実施型**(H27～ 10か年計画) 合計**200km**
- ② **大都市型**(H27～ 10か年計画) 合計**30km**
- ③ **震災復興型** 東日本大震災、熊本地震 合計**9km**

○成果事例 <広島市民球場、道後温泉、石巻市のケース>



用地買収が加速し、開発工事も大きく進展



道路整備が実現し、町並み改善、利便性・安全性向上



道路整備のための用地取得が円滑に行われ順調に推移

提言の概要

○DIDでの地図整備を早期に完遂すべきであるが、特に地図混乱地域では難易度が極めて高い

○事業実施地区の選定の基準・手続が不明確

○対象面積が小さいと選定してもらえない

○大都市枢要部の地図整備に遅れ

○最新技術の導入による作業の効率化の可否

○事業効果を経済的効果で検証することの可否

- ・法務局地図作成事業の高い専門性を効果的に活用するため、DIDかつ地図混乱地域を対象とする**現行の枠組みを堅持**し、現行10か年計画と少なくとも**同程度の規模・スピード感をもって事業を実施**すべき
- ・事業を適切に進めるため、可能な限り速やかに、対象地域の場所・面積を正確に調査・把握すべき
- ・地図整備は、平時における社会活動の円滑化だけでなく、非常時における復旧・復興の迅速化に特に大きな効果を得られることを踏まえ、以下のとおり**地区選定の考慮要素を明示**すべき

(考慮要素の例)

- ◎法定の災害指定地域 (南海トラフ地震、首都直下地震等)
- ◎防災・減災に資する公共事業・開発計画が存在する地区
- ◎都市開発等の都市の活性化につながる計画が存在する地区
- ハザードマップにおける災害リスクが高い地区
- インフラ整備に係る公共事業・開発計画が存在する地区
- 自治体が狭あい道路の解消を進めている地区

- ・事業の内容を踏まえ、現行の類型を①**防災・まちづくり型**、②**大都市特化型**、③**被災地域復興型**に名称変更すべき
- ・**地区選定の手順**は自治体から事業実施に関する**要望書の提出**を受け、**考慮要素に当てはめて選定**すべき
- ・法務局地図作成事業の効率性・適正性を踏まえつつ、**対象面積が比較的小さい地域であっても実施可能**とすべき

・これまでの大都市型においては管区法務局や首都圏・関西圏の大規模地方法務局のみで事業を実施してきたが、大都市特化型においては、**政令指定都市を管轄する全ての法務局を対象**として、大都市枢要部への対応を強化すべき

・法務局地図作成事業の対象地域では厳密な精度が求められるため、現時点で**ドローンやMMSで精度を確保するのは困難**であるが、技術は日進月歩であるから、**事前調査等の場面での活用**を含め、不断に検討すべき

- ・事業の経済効果は予算額の約9倍との推計があるが、非常時の復興効果を考慮すると、その数倍の経済効果も見込まれる
- ・非常時の効果を含めた事業全体の経済効果を**特定の経済的指標で検証するのは一般に困難**だが、効果を把握するための工夫を重ねるべき

提言を踏まえ、法務省において**次期地図整備計画の基本指針を本年度中に策定予定**